第4章 地域づくりにおける役割

1 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、地域活動の拠点施設であるまちづくりセンターを効果的に運営するとともに、市民活動支援センター等を中心に地域づくりに必要な人材の発掘・ 育成を推進し、地域と行政が相互に連携する体制を整備します。

(2) 地域づくり協議会の役割

地域づくり協議会は、その構成団体のそれぞれの役割について話し合いながら、地域共生社会の実現に向けた活動が望まれます。

(3) 自治会・町内会の役割

自治会・町内会は、活動に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、加入を促進し、主体的な活動をとおして、住民同士の交流が促進されるよう努めることが望まれます。

(4) 市民活動団体等の役割

専門的な知識や技術を有する市民活動団体等は、地域の一員であることを 意識して、地域づくり協議会等と連携し、行事等をとおしてコミュニティ活動 に参加・協力することが望まれます。

(5) 市民・事業者の役割

市民は、お互いにその立場や意見を尊重し、協力し合って、地域づくりの推進に努めることが望まれます。

また、民間企業等の事業者は、地域の一員であることを意識し、地域づくり協議会等との連携や、専門分野を活かした自主的な活動を通じて、市民や市とともに、地域づくりの推進に努めることが望まれます。





資 料 編



No.	基本方針	施策	施策内容
1		各お議ちび活境区るのげ議の備	平成 27 年 6 月末現在、市内 11 地区のうち「7 地区」に地域づくり協議会が設立されていますが、更に協議会が地域活動及び事業を実施しやすいよう、その体制整備を含めサポートに努めます。また、残る 4 地区についても協議会が設立できるよう環境を整えていくための支援を行います。
2	地域づく り協議会 体制の促 進	地区団体 の見直し の検討	地域づくり協議会が設立されたことに伴い、既存の各地区団体について、社会情勢等に鑑みての存続の必要性、方向性及び位置付け等の見直しについて検討します。
3		地域が使 いやすの仕 組みの導 入	地域づくり協議会の設立に伴い、地域に配分されている補助金、 交付金等について、地域が自ら使途を決定し、地域づくりに活用で きるよう、「一括交付金制度」等、地域が使いやすい財源の仕組み を導入します
4	暮らしや すさが実 感できる	地域への支援体制の強化	まちづくりセンターが、地域住民の暮らしやすさを実感できるものとなっているかを検証し、今後の地域の自立化及び活性化を見据えながら、更に職員体制や予算の充実を図ることで地域づくりの拠点としての整備を進めるとともに、取扱業務について、再整備を進めます。 また、地域づくりに関連する部署に地区担当者を配置するなど、支援体制を強化することについても検討します。
5	行政体制 の整備	公民館機能についての検討	公民館機能について、地域コミュニティを支援する拠点としてのまちづくりセンターの視点から見直しを図ります。 ・地域コミュニティの「場」を提供する地域交流事業 ・地域づくりをすすめる人材の発掘 ・地域の歴史、伝統文化の学習の場を提供 ・地域づくりに対する学習支援の推進

取組・総括 ①4 年間に 3 地区※で地域づくり協議会が設立され、11 地区中 9 地区に協議会が立ち上がっ ・令和元年度に所沢地区において協議会が設立される予定となった。 (令和元年6月に所沢地域づくり協議会が設立(11地区中10地区)) ・他市の協議会の活動を学ぶため外部講師を招き、地域づくり活動情報交換会を開催。未設立地 区を招待し、協議会の必要性を知っていただく機会を提供した。 ②地域づくり協議会の主体的な活動を推進できるようにサポート体制整備を進める中、協議会 事務等のための専従者の雇用によりセンターの事務負担の軽減を図った地区があった。 ・平成30年度山口地区において、地域住民を協議会の専従員にあて、協議会の主体的な活動を 推進した。 高齢化等による会員減少や活動低下の影響を受けている地域の既存団体の支援の観点から、 主に福祉関係団体に再編の動きがみられたが、地区によって状況が異なる。 ・平成28年度から富岡地区にて地域福祉部会と地域ケア会議の合同会議(富岡福祉プロジェク ト)を開催した。 ・平成 29 年度に山口地区にて地域福祉部会と地域福祉ネットワーク会議を統合し、社会福祉協 議会山口支部を解体した。 ・平成30年度に小手指地区において小手指支部社協から地区社協へ改組し、社会福祉協議会と の連携を強化した。 協議会が活動しやすい交付金の在り方について、下記の動きがあったが、今後更に検討を進め る必要がある。 ・「社会福祉法人所沢市社会福祉協議会のまちづくり推進助成金」の要綱を改正し、平成 29 年 4月より地域づくり協議会への振り込みが可能になった。 ・平成 29 年度、一括交付の導入事例がある愛知県一宮市を視察し、地域力促進会議で情報を共 有した。 ・社会福祉協議会の福祉のまちづくり推進助成金や敬老会交付金の受け入れが可能な地区では、 地域づくり協議会が交付申請(富岡、山口)を行った。 ・地域づくり協議会活動支援交付金交付要綱の更新に当たって、かねてより協議会から交付要 望のあった、協議会運営に係る事務費補助を平成31年度から新設した。 地域への支援体制の強化を図るため、引き続きまちづくりセンターの整備を継続する必要が ある。 <職員体制> ・まちづくりセンターや市民課サービスコーナーにて職員の交流派遣研修を行い、他館の業務 執行上の工夫や改善を経験し、自館の事務改善に繋げた。 ・地域活動の増加により業務量の増加がどの地区でも課題となっており、事務の効率化やグ ループ編成等の工夫により対応を図っている。 <予算> ・地域づくり活動支援交付金の上限を引き上げた。 <関係部署の地区担当配置などの検討> ・福祉や保健、防災等の分野について関係部署との更なる連携が求められる。 公民館機能について、地域コミュニティを支援する拠点として見直しを行った。 ・まちづくりセンターの役割として、今後の後期高齢者の著しい増加や単身高齢世帯の増加等 を見据えると、一層のコミュニティ推進や高齢者支援の充実等、施策へのコミットが増々必要 となってきた。 「学習の支援の推進」では福祉や子ども関連をテーマとした取組が多い傾向ではあるが、地域

※平成27年6月に設立された新所沢東地区を含む

地域独自の地域交流事業も盛んに行なわれている。

の史跡などを回るウォーキングイベントや昔遊びを取り入れた世代間交流の事業も行われ、

・公民館運営審議会を複数回開催し、地域づくりにつながる公民館事業をテーマとして公民館

活動へ参加するきっかけづくりや新規事業の立ち上げ等について検討を行った。

No.	基本方針	施策	施策内容
6	暮らしや すさが実 感できる	地域に は る い る い き い き い き い き い る り き い る り る り る り る り る り る り る う る う る う る う	地域内の教育や福祉等の公共施設間で情報交換を行い、連携を 深めることにより、地域ぐるみでの自治力を高め、課題に迅速に対 応できるよう推進を図ります。
7	窓できる 行政体制 の整備	地域づく りに の 発 発 の 発 の 発 の 発 の の の の の の の の の の の の	地域づくりに対する職員の意識を高めるため、職員はこれまで 以上に地域の状況を把握していくとともに、住民との信頼関係を 築くため、地域活動や行事等への積極的な参加を推進します。
8	コミュニ ティ活動 のための	コテ域関加高や会にてミィ活す価い学を提いユや動る値情習地供く二地に付の報機域し	行政内部に蓄積された地域情報を包括的に整理し、各情報を地域に提供し、また行政情報の自由な閲覧ができるコーナーを設けるなど、行政と地域住民との情報の共有化を図り、更に効果的に住民が地域づくりへの取組を深められるよう支援します。
9	環境づく り	まり夕涯進ー携地の成ちセー学セとに域発づセや習ンのよ人掘・くン生推夕連る材育	コミュニティ活動の現場において中心的な役割を担う人材を確保することが求められています。 このため、地域と行政(まちづくりセンターや生涯学習推進センター、市民活動支援センター等)が連携しながら、地域づくりに必要な人材の発掘・育成を推進します。
10	住民自治	自治会・町 内会等へ の支援	地域において中心的な役割を担う自治会・町内会への地域住民の自発的な加入と参加の促進を図るために、必要な財政的援助、相談や情報提供、助言等の支援に努めます。地域社会をつくる主役は住民であるという意識のもとに、市民の地域への関心が高まるように、様々な機会をとおして、地域に関する情報が共有されるよう積極的な広報や啓発などの働きかけに努めます。
11	任氏日石 活動の支 援	多 様 動 活 会 は 動 提 せ 有 の 提 報 推 者 の 情 が 推 り た は り た は り は り た り は り は り し り し り し り し り し り し り し り し	市民活動支援講座や、市民活動支援センターまつりを開催することなどにより、市民活動の普及啓発及び、市内で活動する市民活動団体の情報を提供し、積極的に市民活動に参加できるよう促します。 定期的な通信誌の発行に加え、市民活動支援システム「トコろんWeb」や、フェイスブック等のインターネットを通じた情報発信を行っていきます。 また、市民活動支援センターのみならず、生涯学習推進センターや社会福祉協議会ボランティアセンター等の各機関とも情報共有を図ります。

取組・総括
公共施設間の連絡調整会議として3地区(所沢・並木・山口)で実施したが、それ以外の地区においては、公共施設間の調整会議とみなせる会議が開催され、地域課題や施設ごとに課題等を 共有した。
継続的に市職員への意識啓発を図っている。今後も継続して啓発を行うことが重要である。 ・平成27年度に職員有志による「自治会・町内会応援団」を結成し活躍した。(平成30年度までに延べ321人の職員が35会場の夏祭り等にボランティア応援スタッフとして参加した) ・新規採用職員研修にて地域コミュニティと自治会・町内会について講義を行い、意識啓発を図った。 ・市民活動支援センター通信の発行、また市民活動支援センターまつりや市民活動見本市の開催について、インフォメーションにより全職員に向け情報提供を行った。
 行政から住民への情報提供のみならず、双方向による情報の共有化に関する取組を始めることができた。 ・まちづくりセンターのホームページ改良に向け、職員を対象としたホームページシステム操作研修を実施した。 ・各まちづくりセンターではロビーなどの掲示物や配架物について地域の特性などに配慮し情報提供に努めている。 ・各地域づくり協議会による広報誌等の発行、配布、配架により、行政側からの発信のみならず住民発の情報提供の場を作り、行政と住民との情報の共有化を図った。
地域と行政の連携により人材の発掘・育成を行った。 ・市民大学の受講生を対象に、「地域コミュニティと地域ネットワークについて」と題して出前 講座を開催し、様々な意見交換を行った。 ・市民活動支援センターと生涯学習推進センターの共催により地域デビューやボランティア入 門をテーマにした講座を開催し、地域活動を担う人材の発掘や育成を図った。
 ・自治会・町内会の運営や活動を支援するために、自治協力報償金、紡ごう絆地域応援事業補助金等の財政的な支援を行った。 ・自治会・町内会への加入促進のために、転入窓口等においてチラシや啓発品の配布を行うとともに、住宅関連事業者団体へ加入促進の協力を依頼した。 ・各まちづくりセンターでは、自治会町内会をはじめ地域づくり協議会などの支援のため、相談や情報提供を行い支援した。
 ・市民活動支援講座や市民活動支援センターまつり、市民活動見本市を開催し、市民活動に関する情報や市民活動団体の活動紹介といった情報を市民に提供し、市民活動の普及啓発を図った。 ・市民活動支援センター通信の発行や市民活動支援システム「トコろん Web」、フェイスブック等により市民活動に関する様々な情報発信を行った。

No.	基本方針	施策	施策内容
12	外 口点丛	様いる進と成なに働強体を担よ推化育	自治会や NPO 法人等の市民活動団体、民間企業、行政等の様々な担い手が協働により地域課題に取り組めるようなネットワークづくりを推進します。そのために、同じ地域課題をテーマとして活動する団体同士が情報を共有し、協力し合える仕組みづくりを確立していきます。 また、ソーシャルビジネスの視点から収支が見込める活動が行えるよう、各種講座等の開催や市民活動団体と市、自治会との協働事業に向けたコンテストなどの実施を通じて、より積極的な支援を行います。 市民活動団体をはじめとした NPO 法人等の公益的な団体に求められる役割は今後も大きくなっていくことから、団体が活動しやすい体制づくりを通じて、その活動を支援していきます。
13	住民自治 活動の支 援	地域用がある が利すがでする もなり の検討	まちづくりセンターは、地域住民にとって親しみやすく、最も身近な施設として利用されることが求められるため、地域活動の支援、相談及び地域情報を共有する場となるよう機能のあり方を検討します。
14		地区別地 域づくり 計画等の 研究	市内 11 地区では、武蔵野の雑木林や狭山丘陵など緑と自然に恵まれた地域、農業や商工業、住宅街を中心とする地域など、それぞれ異なった地域の特徴や歴史的背景を抱えながら存在しています。また、そこで暮らしている住民の地域活動も様々です。このため、それぞれの地区の特性・特徴や地域資源を活かし、歴史・文化を守りながら、次世代を担う住民の地域活動を見据えた地区別の地域づくり計画等の策定ができないか研究します。

取組・総括 ・NPO 法人やボランティア団体、また、自治会・町内会等で活動している市民を対象に、様々 な担い手が地域課題を共有し、協力してまちづくりを進めていくためのヒントを学ぶ市民 活動支援講座を開催した。 ・市民活動見本市を開催し、市民・民間企業・行政・市民活動団体等の交流の機会を提供した。 ・地域づくり協議会の役員、市職員(各まちづくりセンター、市民活動支援センター、福祉部、 健康推進部)、社会福祉協議会が参加し、地域づくり活動情報交換会を開催した。 ・各まちづくりセンターでは、地区内の諸団体と連携して、引き続き情報共有意見交換を進め ている。 ・三ケ島、所沢まちづくりセンターでは、利用者の利便性と事務効率向上のため事務室内の 一体化のため修繕を実施した。 ・各まちづくりセンター(松井・並木を除く)では、利用者の利便性と事務効率の向上のた め、事務室内の一体化のための修繕を行った。 ・夏季期間中の児童生徒の学習支援を目的に施設開放を行ったり、コミュニティルーム等を活 用して、地域住民が気軽に触れ合える場やCSWに相談できる場として提供している。 ・コミュニティ推進担当者会議を開催し、地区住民が地区の将来像を話し合った会議例など、 地区別計画につながるような事例を共有した。 ・地域の特性に合った地区別の地域づくり計画の策定意義等を検証する必要が生じている。

各地区との意見交換実施状況

地域コミュニティの現状や課題について情報交換を行うため、平成30年4月から9月にかけて、各地区の地域づくり協議会や地区自治連合会の役員との意見交換を実施しました。

各地区との意見交換での意見(抜粋)

- 役員の負担軽減のため、夏祭りなどに出向く際の交通費や交際費などについて、 費用弁償する仕組みが必要だ。
- 今後は、地域包括ケアで専門職がやらないことを地域の人で担っていかないと立ち行かなくなる。そのためにも、生活支援コーディネーターや自治会・町内会などと情報共有し進める必要がある。
- 活動について、できるところだけでも手伝ってもらえると助かる。
- 一度活動を体験してもらい、楽しさが伝わると続く人もいるので、地道に声をかけ続けることが大切である。実感としては、口コミが最も効果がある。
- 世代交代を進めていて、なるべく若い人に出てもらうようにしている。どの年代 も同年代とは比較的つながりやすいが、異年齢層とのつながりを築くことは難しい。ただ、世代交代は地域性も関わるので、どこの地域でもうまくいくとは限らないと思う。
- 高齢のため班長などの役員を引き受けることができないという理由で、自治会・ 町内会を辞めたいと申し出る方がいる。一方で、災害発生時に、避難に対する安心 感から、役員などはできないが会費を負担して自治会・町内会に加入する高齢者 もいる。
- PTAと行事をとおして連携を図り、PTAの任期が終わったら、自治会・町内会の活動に参加してもらうようにしている。若いときから、地域での活動に携わる仕組みがあると良い。
- 人材確保に急ぎは禁物である。子ども会とともに活動して「楽しい」イメージを

持ってもらうことが大切。行事に初めて参加する人には、溶け込みにくさがある と思うので積極的に役員から声を掛けるようにしている。もともと、興味があっ て参加していると思うので次につながる発展性がある。

- 一緒に顔を合わせて活動することで、情報共有が図られる。時には雑談から、地域 の課題や不足していることが明らかになることもある。
- 若い層への情報発信は、回覧よりもホームページなどを活用したほうが効果的である。
- 地域の歴史や文化を知って、郷土愛を育む活動を継続し、地域への関心を高めたい。
- 役員は、若い人や女性が参加しやすい環境づくりを心がける必要がある。
- 地域が、地域課題に対応した取組を行ううえで、より使いやすい交付金の交付の あり方を検討してほしい。継続事業に取り組むと新規事業を行う財政的余裕が無 い。



各地区の活動



松井地区

平成26年7月5日に「松井まちづくり協議会」を設立。構成団体を5部会に振り分け、活動を行っている。広報紙「まついむら」の配布や文化歴史・自然環境遺産認定事業に特色がある。人材発掘・育成、地域課題の掘り起こし方法やその情報共有などの仕組みづくりを進めている。



文化歴史・自然環境遺産認定事業



夏季セミナー 埼玉県警察防犯指導班 『ひまわり』による防犯講習会



富岡地区

平成26年9月27日に「富岡地域づくり協議会」を設立。平成28年度には富岡福祉プロジェクト(地域福祉部会と地域ケア会議の合同会議体)を開始し、地域福祉課題に取り組み、地域内事業所と連携し、「買い物支援」のシステムを構築する。地域の事業所との連携は「買い物支援」にとどまらず、ウォークラリー大会など実例が豊富。



ウォークラリー大会





ネオポリス買い物支援隊

小手指地区

平成26年1月25日に「小手指まちづくり協議会」を設立。「小手指地域マップ」や「小手指方言かるた」を作成。また、小手指のマスコットとしてプラ板の「こてまる」を作成し、地域への愛着度アップを目的として、新小学1年生に毎年配付するなど、地区の資源の再確認と地域への協議会活動の情報発信を行っている。

更に協議会として、各部会及び部会間の連携強化を進め、魅力ある地域づくりに努めている。



かるた大会

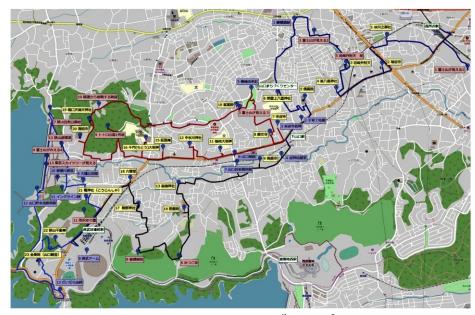


小手指方言かるた

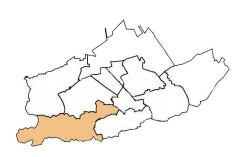


山口地区

平成24年12月1日に「山口まちづくり推進協議会」を設立。地区の福祉関連団体を地域福祉部会に統合して負担軽減と福祉課題の情報共有を図った。人材発掘・育成の一環として地域の方を協議会の専従事務員として配置する取組を行った。また、学習文化部会では、地域の名所・旧跡を網羅した「山口ほほえみウォーキングマップ」を作成し、地域の魅力アップと健康の増進を図った。



山口ほほえみウォーキングマップの一頁





地域福祉部会 住民懇談会

吾妻地区

吾妻町内会連絡協議会においては、「吾妻はひとつ」を合言葉に、各種 地域活動に取り組んでいる。特に、「もったいない市」を複数の会場で複 数回にわたって実施するなど、市内でもとりわけ環境分野に力を入れて いる地区。





もったいない市



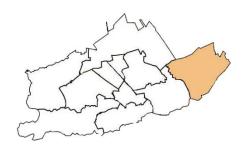
柳瀬地区

平成28年7月2日に「柳瀬地区まちづくり協議会」を設立。地域行事やイベント開催をとおして、各団体間のつながりを深め、情報共有と地域課題に協働で取り組む体制を整備している。地区・中学校合同体育祭や地区文化祭など地域一体の取組に特色があり、人材発掘・育成に寄与して

いる。



地区・中学校合同体育祭





三ケ島地区

平成25年3月16日に「三ケ島まちづくり推進会議」を設立。令和2年6月「三ケ島まちづくり協議会」と名称を変更。地域安全部会では、高齢者対象交通安全教室や振り込め詐欺防止講座を開催。地域福祉部会では、認知症サポーター養成講座や「人生100年時代をどう生きるか」と題した講演会を開催するなど、各部会・団体間での情報共有と地域課題に協働で取り組む体制を整備している。



認知症サポーター養成講座



交通安全教室



新所沢地区

平成26年7月12日に「新所沢まちづくり協議会」を設立。当初は地域のふるさと探しに映画上映や会議での意見交換を重ねてきたが、その後一歩前進し、ふるさと作りの一環として「駅前イルミネーション事業」に取り組んでいる。今後も色々な取組を通じて、地域のふるさと化を目指していく。



駅前イルミネーション





駅前ロータリー清掃ボランティア

新所沢東地区

平成27年6月20日に「しんとこイーストネット(新所沢東まちづくり協議会)」を設立。地域課題に即した3部会制を採るが、どの部会に参加するかは団体の任意である点に特徴がある。とこしゃん体操の普及活動、子育て情報&MAP作成、高齢者交通安全教室などの事業を実施し

ている。



健康講座



高齢者交通安全教室



所沢地区

令和元年6月29日に「所沢地域づくり協議会」を設立。同年度には、 設立をPRするため「ところざわ地区生活お役立ちマップ(高齢者向け・ 一般向け)」を作成し、令和2年度には、地域の文化伝承を記録した冊子 「所沢地区は、こんな街!」を作成した。今後更に各団体間での情報共有、 連携強化を推進していく。



歴史と伝統がある「ところざわまつり」





プロジェクト委員会の様子

並木地区

平成28年2月20日に「並木まちづくり協議会」を設立。協議会では、広報紙を作成・配布し、地区各種団体や協議会の活動内容について、住民との情報共有を図っている。また、地域課題解決のための一助として「シニアのための講習会」と題し、消費トラブル防止や介護保険の活用例等の講習会を定期的に実施している。



介護保険の活用例講習会



消費トラブル防止講習会



平成30年度地域づくり活動情報交換会

開催概要

日時: 平成31年1月29日(火)13:30~16:30(保健センターホール)

出席者:各地区地域づくり協議会、自治活動団体、社会福祉協議会、市(市長、地域づくり推進課、市民活動支援センター、各まちづくりセンター、高齢者支

援課、地域福祉センター、健康づくり支援課、社会教育課)

講師:市民社会パートナーズ 代表 庄嶋孝広 氏

内容:参加団体活動報告、ワークショップ

ワークショップ概要

- ・1班あたり7~8人×10班
- ・付箋に各個人がテーマ①, ②それぞれ のアイデアを記入
- ・班内で発表しながら付箋を模造紙に貼り付け
- ・良いアイデアと思うものに一人2票で 班内投票
- ・最も票を集めたアイデアを全体発表テーマ
- ① 地域づくりに携わる人材発掘と育成のアイデア
- ② 活動をステップアップするためのま ちセン活用法





講師講評

- ・テーマ①では、次世代を担う人として、子供がいる親御さん、中学生などのより若い世代から活動に取り込むというアイデアが多かった。学校との連携を図っていくことが今後のポイントだと思う。
- ・また、公募で人材を集めたり、「得意 なものをできるときにできるだけ」 という手法が良いのでは。
- ・テーマ②では、行政の強みである信頼度の高さや情報発信力を生かした広報が望まれているのではないか。また、公民館は地域活動の入口として、地域学習などのソフト面の提供はもちろん、たまり場としてのハード面での役割も期待される。
- ・コミュニティカフェのアイデアが出 されたが、地域住民が運営しても面 白いと思う。

令和元年度地域づくり活動情報交換会

開催概要

日時: 令和2年1月30日(木) 13:30~16:00(保健センターホール)

出席者:各地区地域づくり協議会、自治活動団体、社会福祉協議会、市(市長、地域づくり推進課、市民活動支援センター、各まちづくりセンター、高齢者支

援課、健康づくり支援課、生涯学習推進センター)

講師:さいたま NPO 法人センター 副代表理事 三浦匡史 氏

内容:参加団体活動報告、ワークショップ



ワークショップ概要

・1班あたり4~6人×10班で、疑似 的な予算配分をゲーム形式で実施。班 として予算案を作成するにあたり、出 し合った意見の優先順位付け等の段 階を踏むことで、合意形成の進め方の 疑似体験。

テーマ

・地域をより良くする活動支援交付金の活用

講師講評

- ・同じ地域で活動しながらも分野の異なる様々な団体が一つの協議会として組織化されており、非常にユニークだと感じた。
- ・発表の中では、行政がやるべきだという班、行政と協働しながら足りない部分を補完していこうとする班、一つのことに予算を集中する班もあれば、バランスよく配分する班もあった。
- ・どれが正解ということはなく、その使い道を模索するうえで、他の人から自分の持っていなかった視点が提示されたり、自分が常日頃考えている課題や重点を置いている物事が本当にその地域に必要なことなのかどうかを振り返ったりすることが大事。
- ・行政が実務上で取り組みたい課題と 地域の活動組織が取り組んでいきた いと考えていることを結び付けるこ とで協働が生まれる。



西武狭山ニュータウン柏原(狭山市)地域支え合いの 仕組み~NPO 法人ユーアイネット柏原の事例~

<ニュータウンの概要>

1980 年代に西武鉄道株式会社により造成された都 市郊外型新興ニュータウン。同年代の人が同時期に 入居したため少子高齢化が急激に進行。

戸建数:1,600世帯(令和2年4月時点) 人 数:約3,200人(令和2年4月時点) <認定 NPO 法人ユーアイネット柏原の概要> 地域の元気で知識・経験豊富なシニアが主体となっ て 2012 年に設立。「生活支援事業」や「コミュニ ティサロン事業」、「みんなのサロン活動」等を行っ ている。



↑生活支援事業で活躍している皆さん

基本理念

"住民のみんなが、希望と自信と誇りを持って安心して楽しく暮らせるまち"創りを目指し て!

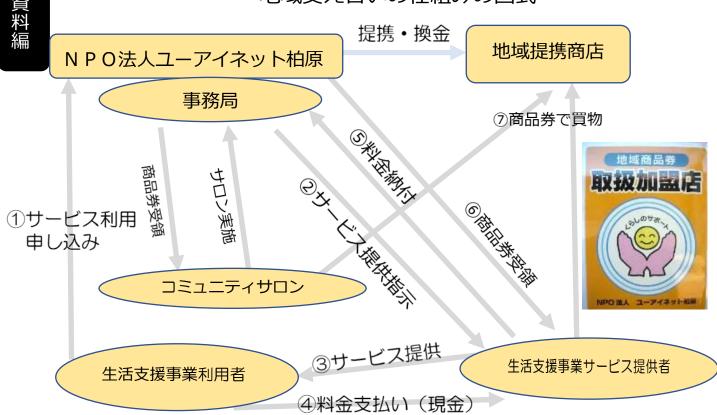
代表理事:小澤 浩氏

会員数:約317名(正会員、賛助会員、法人会員含む)

賞:内閣府地域社会雇用創造事業 コミュニティビジネス起業プランコンペ 受

広域関東1都10県対象最優秀賞受賞(2011年度)ほか

地域支え合いの仕組みの図式



牛活支援事業

日常生活を送るうえで支障をきたしている高齢者や身体障害者、子育て中の家庭、その他特別の事由のある人等が抱える課題・問題に対応・支援。

有償支援:600円/30分 サービス内容

- ・買物同伴、通院付添、お話相手
- ・ベビーシッター、家事の手伝い
- ・電球交換、庭木の剪定、手入れ、除草
- ・長期留守宅の庭などの管理、見回り
- ・ゴミ出し、粗大ごみの破棄

など

当 NPO 法人のサービス提供スタッフは、謝礼として NPO 法人が発行する「地域商品券」50%、「現金」50%を受領。地域商品券は、加盟している地域の35の商店・事業者でのみ使用可能。

これによって地域経済の振興とまちの 活性化を支援。

↓ 障子の貼り替え作業





↑庭木の剪定作業

トコろんの感想

所沢市のニュータウンも、同年代の人達が同じ時期に入居していて、一斉に高齢化を迎えていて、柏原と同じような課題を抱えているんだよ。

富岡地区や柳瀬地区でも地域の方々が、 介護保険事業者の協力でスーパーマーケット等への買い物支援を行ってるんだよ。 どの取組も住民同士の支え合い支援として、自分のできることをできる範囲で無理 のないように続けることが重要だよね!

柏原の取組も、元気な高齢者が、自分ができることを有償で行うことでやりがいや生きがいにつながっていて 皆さんお元気そうだよね!

しかも、地域経済の振興にも つながっていて素晴らしい取組 、だね! 認定 NPO 法人ユーアイネット柏原 代表理事 小澤氏のコメント

地域は地域住民のためにあります。私どもが心がけていることは、自分たちのまちは自分たちが率先して「住み良いまちづくりをする」という気概を住民間で共有できる仕組み(NPOや自治会)の構築に腐心しています。そしてその仕組みを忍耐強く存続させることが肝要です。

そのためには、無理強いは禁物。できることをできる人ができる範囲・時間内で助け合いながらスタートしたら如何でしょうか?

言うは易し行うは難しといいますが、問題は最初の一歩を踏み出すか否かです。

勇気を出して一歩踏み出すと今迄見えていなかった景色が見えてきますよ! 皆様の果敢な挑戦を期待しています。

見える化シート

地域の現況や抱えている課題、地域の強みを把握するための共通指標として市と地域の方々が協力して作成していきます。イメージは p 4 5 ~ 4 6 のとおりです。

世田谷区では、「地区アセスメント概要」という形で下記の事例のとおり活用されています。所沢市では、地域の将来像(地区別の地域づくり計画やビジョムン等)を語り合う際に活用していただくことを想定しています。



世田谷区の事例

世田谷区では、平成30年度より、地区の現状把握を目的として地区アセスメント概要を作成し、基礎的データや社会資源の情報収集を行っています。 地区アセスメント概要を作成したことにより、課題が明確化し、地区内の資源を課題解決の活動に繋げるといった一定の効果が得られているようです。

世田谷区の地区アセスメント概要

令和●年度

●● 地区アセスメント概要

ΤĒ					•	11	1 ~					n n=									
項目										現	伏と誰	果題									
	面積 (k m²)	(人)	密度	高齢者 人口 (人)	高齢化率(%)		年少人 口率 (%)		平均世 帯人数 (人)		高齢単 身者世	数 高齢者 のみ世 帯数	その他 高齢者 がいる 世帯	高齢者が 世帯率	いる 内高齢 単身・ 高のみ 世帯率	介護保険 認定者 数(人)	認定率 (%)	者 身体障	手帳保持 愛の手 帳	給者 自立支	-ビス受 障害児 通所給 付
													J== 1 10					16			1
Ι	(注)面 地区の傾		て又は比率	(区内順	(位)						,								,		
住まい・		2通の便に関する事項																			
生活環境	地区の土	:地利用、	地理的特	F徵等 ————																	
		会員世 帯数	サロン等	登録団体	子育て	ミニデイ	動(サロ	新たな 居場所 登録団 体数	民間施 設の活 動場所 発掘件 数	ポータ		学校連 携(大学 等)	地域(団]体)活動	かに係る会	議体及び	バネットワ	1-2			
活動	地区の主	な活動団	体とその	取組み内	內容等																
生活支援	回·随時	夜間対 応型訪 問介護	認知症 対応型 通所介	多機能 型居宅	規模多 機能型	高齢者 グルー	地域密 着型特護 老人 よ	ショートステイ	特別養護名人	人保健	介護療養型医療施設	都市型軽力を表する	特定施設各法		その他生 等)	:活支援 / /	施設、サー	-ビス等	(子ども、	就労支持	爰関係
医療	医療機						() = :					- 6= 1									

(注)○:地区や社会資源の状況 ●:課題(全区的な課題を含む) ★:地区で解決に取り組んでいる課題

見える化シートの構成イメージ

- 1. 地区の現状を知ろう!
- 2. 現状について考えてみよう!

この部分が本編 p 1 0 の「見える 化シート」の部分。 p 4 5 参照

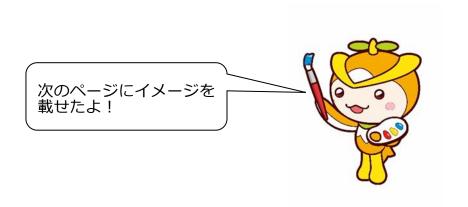
- 3. 未来を想像してみよう!
- 4. これからの方向性を考えてみよう!

この部分が本編p10の「地域の将来像について語り合う」の部分。

p 4 6参照 地区の将来像について語り合う 際の一つの手法です。

コンセプト(基本的な考え)

- 1. 地区の状況を見える化(可視化)
- 2. 高い目標設定ではなく、めざせそうな地区の姿を想像
- 3. スモールスタート(まずはやってみよう!) のきっかけづくり



見える化シートのイメージ

見える化シート(●●地区)

度・定住志向

80%

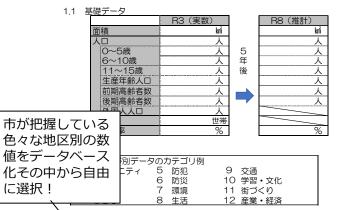
60%

40%

居住環境の満足

度

1 地区の現状を知ろう!



自治会等数 ○○ Right Null Right Null

どのような分野で分類するか、また、選 出するデータ項目は作成者が任意で選択

カテゴリB

住民の視点(市民意識調査より)
住民の視点(市民意識調査より)
中年度と比較してみよう!

地域活動への協

力意向



2 現状について考えてみよう!

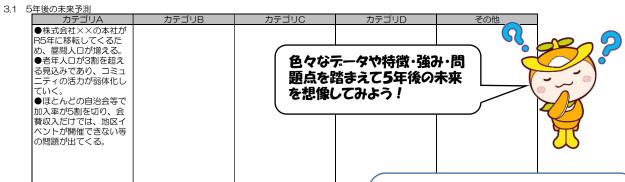
可能です

カテゴリA

2.2	地区の強み・問題点				
	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC	カテゴリD	その他
	●移動手段が豊富				
強み					
問題点	貝の物難氏				
評価					

見える化シートのイメージ

3 未来を想像してみよう!



3.2 望ましいと感じる未来の地区の姿

【5年後の姿】

高齢者やこどもが参加できる活動をしている地区

5年後には今よりも高齢化が進むことが推計されている。 自宅以外の居場所を整えていくことで、高齢者にとっては介護予防のきっかけとしていた だくとともに、こどもを地域全体で育む雰囲気を醸成したいと考えているため。

【20年後の姿】

全員が顔を合わせたら挨拶する地区

【理由】

お互いに顔見知りになることで、こともや高齢者が見守り見守られる関係性を築き、 安心安全に暮らせる、自分のこどもや孫が住みたいと思える地区にしたい。

5年後であれば無理のない範囲で近づ けそうな姿がいいね! 20年後は次世代のためにどんな地区に してあげたいか考えるといいかも!



4 これからの方向性を考えよう!

活動の方向性 カテゴリA カテゴリB その他 実現可能かどうかは気にせず、新たに ●昼間人□増加を見越し た商店街の活力向上対策 チャレンジしたい活動があれば記入! ●買い物支援対策 ●自治会等加入促進運動 継続 ●役員の負担軽減 今の活動を「継続」「改善」 「一時休み」に振り分け ●自治会等啓発グッズ作 成事業 休み

4.2 優先順位

4. <u>∠ 1</u> 3	愛尤順─	
	優先的に取り組みたいこと (やりたいこと)	早急に取り組まなければならないこと (やらなければいけないこと)
1	昼間人口増加を見越した商店街の活力向上策の準備	買い物支援対策
順 位 2		
3		



● 現状と課題(配慮すべき社会情勢)

昨今、世帯構成や生活スタイルなどが多様化する社会情勢の影響から、自治会・町内会の重要性 や必要性に対する認識や考え方が薄れてきて、地域住民同士のつながりが希薄化しています。

しかし、東日本大震災を機に、多くの人々が「人と人との絆」の大切さに改めて気づかされました。 今後は、見守りや助け合いのための地域の支え合いづくりが重要であり、障害福祉、高齢者福祉の 分野においても地域コミュニティ推進の取り組みが期待されるところです。

また、危機管理や防災、防犯などの活動においても、住民同士の助け合いや自主防災組織を含め た地域の取り組みが求められています。

●施策の方向性

地域力の向上を図るとともに、福祉や防犯・防災の施策においてもお互いに助け合う取り組みを 推進することにより、地域包括ケアシステムの推進や防災に対する強靭なまちづくりなどを進めま す。

施策体系

第1章 人と人との絆を 紡ぐまち

第1節	地域づくり
第2節	地域福祉
第3節	障害者福祉
第4節	高齢者福祉
第5節	生涯学習・社会教育
第6節	危機管理・防災
第7節	防犯・消費生活
第8節	交通安全





分野別の主な計画

計画名	計画期間	計画概要
所沢市地域防災計画 (危機管理課)	平成30 (2018) 年2月~	住民の生命、身体及び財産を保護するため、災害時 において行政をはじめとする防災関係機関の連携 により、総合的かつ計画的な防災体制を整備すると ともに防災施策を推進するための計画です。
国民保護に関する所沢市計画 (危機管理課)	平成25 (2013) 年7月~	武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に市 民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にす るための避難や救援の仕組みなどを定めた計画です。
(仮称) 所沢市地域づくり推進 プラン (地域づくり推進課)	令和元 (2019) 年度~ 令和6 (2024) 年度の6年	「地域でできることは地域で解決する」を基本とし、 地域で活動する多様な人々が地域づくりに参画し、 いつまでも続く、見守り支え合う、安心して暮らす ことができるまちをめざす活動を支援する計画です。
第10次所沢市交通安全計画 (交通安全課)	平成28 (2016) 年度~ 令和2 (2020) 年度の5年	市民の理解と協力のもと、行政関係機関・団体が緊 密な連携を図りつつ、総合的・長期的な交通事故防 止対策を推進していくための計画です。
第4次所沢市障害者支援計画 (障害福祉課)	平成30 (2018) 年度~ 令和 2 (2020) 年度の3年	共生社会の実現に向け、本市の障害者施策の基本的 な方針を明らかにし、障害者の地域における支援を 総合的、計画的に推進するための取り組みを定めた 計画です。
第7期所沢市高齢者福祉計 画・介護保険事業計画 (高齢者支援課)	平成30 (2018) 年度~ 令和2 (2020) 年度の3年	高齢者一人ひとりがその身体機能や生活環境に応じ、本人の意思や決定により自らが望む生活を送ることを目的に、高齢者福祉の取り組みや介護保険事業の運営について定めた計画です。
第2次所沢市地域福祉計画 (地域福祉センター)	平成27 (2015) 年度~ 令和2 (2020) 年度の6年	離もが住みなれた地域でいきいきと暮らすことが できるように、地域福祉コミュニティの育成などを 基本に、人々がお互いに支え合い助け合う地域社会 をめざす取り組みを定めた計画です。
第 2 次所沢市教育振興基本計画 (教育総務課)	令和元 (2019) 年度~ 令和5 (2023) 年度の5年	教育委員会が今後5年間を通してめざす方向性や 基本理念を示し、施策を体系化したものです。
所沢市生涯学習推進指針 (生涯学習推進センター)	令和元(2019)年度~	これまでの所沢市生涯学習推進計画に基づき、「所 沢市の生涯学習がめざす将来像」を創り出し、生涯 学習を推進していく基本的な考え方・方向性を示 したものです。
第3次所沢市子どもの読書活 動推進計画 (所沢図書館)	令和元 (2019) 年度~ 令和 5 (2023) 年度の 5年	子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるようにす るための施策の方向性や取り組みを示した計画です。
第2次所沢市図書館ビジョン (所沢図書館)	令和元 (2019) 年度~ 令和6 (2024) 年度の6年	市民の生涯学習を支える知識と情報発信の拠点と して、質の高いサービスを提供する図書館であるた めの方向性を示し、その実現に向けた施策を進める ための計画です。







地域づくり



第1章

現状・これまでの主な取り組み

- ●地域ネットワーク*の構築のため、まちづくりセンターにコミュニティ推進担当を配置し、「地 域づくり協議会」の設立及び運営を支援しています。
- ●地域住民の自治会・町内会への加入と参加をめざした条例の制定や住宅関連事業者団体との連 携、地域集会施設補助金の見直し、職員ボランティア支援活動等を実施しています。
- ●市民活動を支援及び促進するため、各種講座や「市民活動支援センター**まつり」等を開催した ほか、「アダプト・プログラム*」の周知を行っています。
- ●「市民フェスティバル」について「コミュニティづくり」の目的に「所沢ブランドの推進」を新 たに加え、イベントの活性化を図っています。

- ●地域づくり協議会の設立及び運営に関する更なる支援について、検討が必要です。
- ●自治会等の役割や重要性の周知、集会施設等の整備などについては相応の時間が必要となります。
- ●コミュニティセンター*(会館)について、施設の利活用における検討が必要です。
- ●市民活動についての更なる普及啓発、周知が必要です。

評価指標

指標名	単位	現状	年度別目標					
地域づくりに関する施策の満足度		H29	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
		_	55.0	56.5	58.0	59.5	61.0	62.5

地域コミュニティに対する支援の成果を測る指標です。

市民意識調査における施策の満足度についての股間のうち、「地域づくり」に関する項目に対し、「満足」「ま あまあ満足」と答えた人の割合です。

現状 令和元年度から新たに設問を設けるため、現状値は空欄です。

日標 令和6年度までに62.5%をめざすものです。

※地域ネットワーク…自治金・町内金をはじめとする地域で活動する様々な団体が連携し、地域が抱える問題や課題を発見してその解決 に取り組むつながりのこと。

に取り組むつなかりのこと。 *市民活動支援センター…平成23年10月に開設した、市民活動(市民が自主的かつ自発的に行う公益的な活動)を支援し、促進するための拠点階級。 ※アダプト・プログラム…アダプト(ADPT)とは豊子にすること。道路、公園・總地、河川・水路等の市が管理する公共設闘を豊子に みたて、市民が重要となって美化(開制)を行い、市が支援する環境製化活動。 ※コミュニティセンター…市民相互の交流を図り、コミュニティの推進を目的とした意味。





資料編

基本方針

[1-1-1] 地域コミュニティの充実

地域課題解決に向けた自発的な取り組みが可能となるよう、地域づくり協議会の設立と活動への支援を行います。

地域活動の拠点であるまちづくりセンターの役割やあり方を検討し、機能の充実を図ります。

[1-1-2] 地域コミュニティの支援

地域活動で重要な役割を果たす自治会・町内会について、様々な機会を通して、市民に周知することで関心を高め加入や参加につながるよう努めるとともに支援します。

また、地域に関する情報を共有するとともに、地域活動への参加や地域課題の解決への取り組みに つながる情報発信に努めます。

さらに、まちづくりセンター・コミュニティセンターの維持管理及び地域集会施設にかかる助成など、引き続き、地域コミュニティ活動の拠点の整備に努めます。

[1-1-3] 市民活動の促進

市民活動支援センターの運営を通して、市民活動の促進を図ります。市民活動団体相互の連携や、自治会などとの連携に向けたイベントを開催します。



自治会・町内会 ~一番身近な地域のつながり~

東日本大震災の際には、被災した方々へ被災していない自治会・町内会が炊き出しを行い、避難所でも自治会・町内会が中心となって避難者名簿を整理し、必要な物資情報を行政に的確に伝えたことによって、迅速に物資が届いたと聞いています。

また、普段の生活でも、個人や家庭だけで解決することが難しい 問題がたくさんあります。

困ったときにはお互い様です。ご近所同士で力を合わせ助け合う ことで、ご近所との親睦も深まり、暮らしへの安心感も高まります。

所沢市は、自治会・町内会への加入と参加を進め、つながり支え 合うまちを実現しようと「所沢市地域がつながる元気な自治会等応 援条例」を制定し、自治会・町内会を応援しています。

「遠くの親戚より近くの他人」とよくいいますが、「いざ』という ときには、お隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものです。

ぜひ、自治会・町内会に加入しましょう!















基本方針 1-1-1	単位	現状	年度別目標								
地域づくり支援事業**への地	i i	H29	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R6			
域住民の参加人数	^	106,959	111,000	112,000	113,000	114,000	115,000	116,000			

地域コミュニティの充実度を測る指標です。

環状 平成29年度の地域づくり支援事業に参加した地域住民の人数です。

目標 毎年度1,000人の増加をめざすものです。

基本方針 1-1-2	単位	現状	年度別目標								
CHARA ON THE	*** 185	H29	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6			
自治会等への加入世帯数	世帯	97,697	97,900	98,000	98,100	98,200	98,300	98,400			

自治会・町内会等への加入促進の取り組み状況を測る指標です。

環状 平成29年度の自治会等への加入世帯数です。

■ 令和6年までに毎年度100世帯の増加をめざすものです。

基本方針 1-1-3	単位	現状	年度別目標					
市民活動支援センターの利 用者数	Д	H29	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
		3,490	3,520	3,550	3,580	3,610	3,640	3,670

市民活動支援センターの利用促進を測る指標です。

職状 平成29年度の主催事業の来場者数を含む、市民活動支援センターの利用者数です。

目標 令和6年度までに3,670人をめざすものです。







市民活動支援センターの様子

※地域づくり支援事業…地域住民が相互に交流を深め、協力して自主的又は主体的に地域の身近で多様な課題に取り組み、住みやすい地域社会をつくるために行う活動である地域づくりを支援する事業。





改正

平成23年9月30日条例第26号 平成24年7月9日条例第30号

所沢市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 自治の基本理念及び基本原則(第4条・第5条)
- 第3章 市民等(第6条—第9条)
- 第4章 市議会及び議員(第10条・第11条)
- 第5章 市長及び職員(第12条―第14条)
- 第6章 情報の公開及び共有(第15条―第17条)
- 第7章 参加及び協働(第18条―第21条)
- 第8章 市政運営(第22条—第28条)
- 第9章 国、県、他自治体等との連携等(第29条・第30条)
- 第10章 所沢市自治基本条例推進委員会(第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、所沢市(以下「本市」といいます。)の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民等の権利、責務及び役割、市の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定め、これらの着実な実行を通じて市民自治を実現し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とします。

(この条例の位置付け)

- 第2条 この条例は、本市の自治に関する基本的規範であり、市民等、市はこの条例を遵守しなければなりません。
- 2 市は、他の条例等の運用及び解釈並びに制定改廃に当たっては、この条例との整合を図るなど、その他必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(自治の基本理念)

- 第4条 この条例の目的を達成するため、次のとおり自治の基本理念を定めます。
 - (1) 市民は、主権者であり、自治を推進する主体です。
 - (2) 市民等、市は、基本的人権を尊重します。
 - (3) 市は、市民の負託に応えて、市民自治を推進します。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、互いにその立場及び意見を尊重し、協力してまちづくりの推進に努めるものとします。
- 2 市民は、市政に参加するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の一員であり、地域の環境に配慮するとともに、市民等・市とともにまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。

(地域コミュニティ)

- 第9条 市民は、地域コミュニティ(自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの)の担い手であり、これを守り育てるよう努めるものとします。
- 2 地域コミュニティは、地域の課題解決のため、組織の活性化及びネットワークによる連携の強化に努めるものとします。
- 3 市長その他執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しつつ、地域の課題解決に必要な支援に努めるものとします。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行します。

附 則(平成23年9月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月9日条例第30号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例 抜粋

平成26年6月30日条例第33号

所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

私たちのふるさと所沢は、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、鎌倉街道の拠点と して発展した歴史と文化の息づくまちであり、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の 地でもあります。

このふるさと所沢を基盤に、それぞれの地域では、地域独自に育まれたまつりその他の有形無形の文化が、そこに暮らす人々の知恵や絆(きずな)により大切に受け継がれ、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

しかしながら、住宅都市としての急速な発展や、少子高齢化や核家族化の進行、また、近年の人々の価値観や生活形態の多様化等とも相まって、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

このような中で発生した東日本大震災により、私たちは、人と人との絆や助け合いの大切 さに改めて気づかされました。高齢者はもとより、若い世代や子どもも、つながり支え合う、 人と人との絆が実感できるまちづくりが求められています。

本市の自治会・町内会は、その中心的な担い手であり、地域を元気にする自立的な活動主体であるとともに、公共的な役割を果たしており、人と人との絆を実感できるまちづくりを行政と協働して進めてきたパートナーです。

ここに、本市は、地域住民、自治会・町内会、事業者及び市の相互理解と協働により自治会・町内会への地域住民の加入と参加を進め、地域の人々がつながるよう元気な自治会・町内会を応援して、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すために、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、自治会等の活性化を推進するために、地域住民の自治会等への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会等及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会等への加入及び参加を促進するための必要な事項を定め、もって誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 自治会等への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会等の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会等、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。 (地域住民の役割)
- 第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、 自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積 極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

(自治会等の役割)

- 第5条 自治会等は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めるものとする。
- 2 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進 するとともに、自治会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるも のとする。
- 3 自治会等は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担 う人材の育成に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力に 努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

所沢市地域力促進会議構成員

1(委員長)	市民部まちづくりセンター担当参事
2	経営企画部経営企画課長
3	総務部危機管理課長
4	市民部地域づくり推進課長
5	市民部松井まちづくりセンター長
6	市民部富岡まちづくりセンター長
7	市民部小手指まちづくりセンター長
8	市民部山口まちづくりセンター長
9	市民部吾妻まちづくりセンター長
10	市民部柳瀬まちづくりセンター長
11	市民部三ケ島まちづくりセンター長
12	市民部新所沢まちづくりセンター長
13	市民部新所沢東まちづくりセンター長
14	市民部所沢まちづくりセンター長
15	市民部並木まちづくりセンター長
16	福祉部高齢者支援課長
17	福祉部地域福祉センター長
18	こども未来部青少年課長
19	健康推進部健康づくり支援課長
20	環境クリーン部生活環境課長
21	環境クリーン部資源循環推進課長
22	教育総務部社会教育課長
23	教育総務部スポーツ振興課長
24	学校教育部学校教育課長

_{令和3年1月} 所沢市市民部地域づくり推進課

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1

☎ 04-2998-9083

Fax 04-2998-9491

E—mail a9083@city.tokorozawa.lg.jp